

郡山市告示第159号

次に掲げる者について、介護保険料還付通知書を発送したが、その住所・居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

については、当該還付通知書を郡山市保健福祉部介護保険課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該還付通知書の送達があったものとみなす。

令和8年6月12日

郡山市長 椎根 健雄

	被保険者氏名	被保険者番号
1	植田 辰巳	705730